

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 7 3 号	<p>〔財産の取得について〕</p> <p>一級河川権現川貯留施設整備事業に必要であるため、土地を取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年三次市条例第277号）第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。</p>
議案第 7 4 号	<p>〔三次市副市長の選任の同意を求めることについて〕</p> <p>三次市副市長を選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 7 3 号	<p>〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成16年三次市条例第277号）</p> <p>（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）</p> <p>第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p>
議案第 7 4 号	<p>〔地方自治法〕（昭和22年法律第67号）</p> <p>第162条 副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。</p>